第十三条中「は、二年ごとに少くとも一回」を「については、二年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、十分な耐久性を有すると認められるもの（土構造物及び抗土圧構造物であるものを除く。）については、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、二年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

第十三条に次の二項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3　第一項の規定にかかわらず、道路管理者の管理に係る線路建造物については、同項の規定による検査を省略することができる。

第十六条中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による巡視は、車両の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、線区の状況及び車両の運行状況に応じ適切な時期に行うものとする。

第十七条第一項中「自動しや断器」を「自動遮断器」に、「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　電子機器

二　密閉式構造のもの

三　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十七条第二項中「は、二年（き電線、電車線等を支持する工作物の質に応じ延長した期間）ごとに少なくとも一回」を「については、二年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、二年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　き電線、電車線等を支持する工作物

二　電子機器

三　密閉式構造のもの

四　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

五　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十七条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十九条第二項中「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　電子機器

二　密閉式構造のもの

三　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第十九条中第三項を第四項に改め、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十二条第一項中「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一　電子機器

二　密閉式構造のもの

三　故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四　定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

第二十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができない場合の特例）

第二十二条の二　第十二条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項及び第二項、第十九条第二項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項の規定により検査を行わなければならないこととされた時において、災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができない場合には、これらの規定にかかわらず、当該検査を行うことができない事情が終了するときまでは、検査を延期することができる。

第二十三条第一項中「第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条第二項及び第三項、第二十条第二項」を「第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第二項及び第四項（第二十条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に、「前条の規定によつて」を「第二十二条第一項の規定により」に改め、同条第二項中「保存して置かなければ」を「三年を超える検査の周期を定めて行う検査の記録にあつては、当該検査の後最初に行う検査を終えるまでの間）保存しなければ」に改める。

附則第三項中「第八章」を「第八章の二」に改め、「第十一章を除く。）」の下に「の規定」を加え、「及び第八条第一号」を「、第四条から第六条まで（線路、電力設備及び運転保安設備の保全に係る部分に限る。）、第八条第一号及び第三章第一節から第三節まで」に、「第十一条第三項」を「第三条及び第四条（施設の保全に係る部分に限る。）、第十一条第三項並びに第九章（施設に係る部分に限る。）の規定」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条、第十三条、第十七条、第十九条、第二十二条関係）

検査の周期	時期
一年以上	検査基準日の前後四十五日以内
六月以上一年未満	検査基準日の前後三十日以内
六月未満	検査基準日の前後十四日以内

備考　この表において「検査基準日」とは、検査の周期の初日をいう。